

令和2年4月17日

山辺町立小・中学校 保護者 様

山辺町教育委員会

教育長 多田 徹

新型コロナウイルス感染症防止に係る対応について（第9報）  
～学校の臨時休校の延長について～

このことについて、県教育委員会からの要請と現在の県内の感染状況を鑑み、町教育委員会としては、町内小・中学校における対応を下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて追加的な対応を依頼する必要があることを申し添えます。

記

1 臨時休校の延長について

(1) 臨時休校の期間 令和2年5月10日（日）までとする

※十分な感染防止対策を講じ、週1回程度の分散登校日を設定し、学習や生活に関わる確認や指導を行います。その際、登校は任意となります。

※詳しくは学校から連絡を受けてください。

(2) 授業の再開 令和2年5月11日（月） 給食あり

2 部活動等について（確認）

(1) 休校期間中の部活動は引き続き中止します。

(2) スポーツ少年団やクラブ活動等、学校外部の活動についても引き続き自粛をお願いします。

3 休校中の生活について

(1) 今まで通り感染防止対策を取り、原則として自宅で過ごしてください。

- 不要不急の外出を控える。特に午前中は家庭学習の時間とし外出しないようにする。
- 3密（密閉、密集、密接）となる場所への出入りを避ける。
- 毎朝の検温、帰宅時や食事前の手洗い等を行う。
- 免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がける。
- 感染拡大地域からの来県者との濃厚接触をできるだけ避ける。

(2) 学習習慣と生活のリズムが保たれるように、休校中の過ごし方についてお子さんと十分に話し合ってください。

(3) 周辺の危険個所についてもお子さんと確認し、交通事故等に合わないよう気を付けてください。

4 小学校における居場所の提供の延長について

(1) 期間 令和2年5月8日（金）までの平日

(2) 該当要件や申込み等については第8報でお知らせした通りです。

5 その他

不明な点に関しては、学校や町教育委員会に問い合わせてください。